

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年立川市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後  |  |                            |                                       |  | 改正前  |                            |  |                      |          |
|--|--|----------------------------|---------------------------------------|--|--|----------------------------|--|----------------------|----------|
| 別表（第2条関係）  |  |                            |                                       |  | 別表（第2条関係）  |                            |  |                      |          |
|  | 区分   | 正規の勤務時間                    | 休憩時間                                  | 勤務を要しない日   |  | 区分                         | 正規の勤務時間  | 休憩時間                 | 勤務を要しない日 |
| 条例<br>第3<br>条第<br>1項<br>本文<br>の規<br>定の<br>適用<br>を受<br>ける<br>職員 | 通常の勤<br>務をする<br>職員   | 午前8時30分か<br>ら午後5時15分<br>まで | 午後零時<br>から午後<br>1時まで                  | 日曜日及び土曜日<br><u>（条例第2条第2<br/>項に規定する再任<br/>用短時間勤務職員<br/>（以下「再任用短<br/>時間勤務職員」と<br/>いう。）にあって<br/>は、これらの日に<br/>加えて、月曜日か<br/>ら金曜日までの1<br/>日）</u> | 条例<br>第3<br>条第<br>1項<br>本文<br>の規<br>定の<br>適用<br>を受<br>ける<br>職員 | 通常の勤<br>務をする<br>職員         | 午前8時30分か<br>ら午後5時15分<br>まで   | 午後零時<br>から午後<br>1時まで | 日曜日及び土曜日 |
|  | 上記に規<br>定する職<br>員と同じ<br>勤務時間<br>の職員で<br>休憩時間<br>を別の時<br>間に取得 | 午前8時30分か<br>ら午後5時15分<br>まで | 1時間と<br>し、 <u>所属<br/>長が定め<br/>た時間</u> | 日曜日及び土曜日<br><u>（再任用短時間勤<br/>務職員にあって<br/>は、これらの日に<br/>加えて、月曜日か<br/>ら金曜日までの1<br/>日）</u>  | 上記に規<br>定する職<br>員と同じ<br>勤務時間<br>の職員で<br>休憩時間<br>を別の時<br>間に取得   | 午前8時30分か<br>ら午後5時15分<br>まで | 1時間と<br>し、 <u>教育<br/>委員会事<br/>務局教育<br/>部長（以<br/>下「教育<br/>部長」と<br/>いう。）</u> | 日曜日及び土曜日             |          |

|   |                    |   |  |   |                    |   |          |
|---|--------------------|---|--|---|--------------------|---|----------|
| する職員  |                    |   |  | する職員  |                    | が定めた<br>時間  |          |
| 学校の用務に従事する職員                                      | 午前8時15分から午後4時45分まで | 午後零時15分から午後1時まで   | 日曜日及び土曜日<br><u>(再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)</u> | 学校の用務に従事する職員                                      | 午前8時15分から午後4時45分まで | 午後零時15分から午後1時まで   | 日曜日及び土曜日 |
| 学校の給食に関する業務に従事する職員で立川市立学校設置条例別表に定める立川市立小学校に勤務する職員 | 午前8時15分から午後4時45分まで | 1 学校で給食を行う日<br>午後零時45分から午後1時30分まで<br>2 その他の日<br>午後零時15分から午後1時まで | 日曜日及び土曜日<br><u>(再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日)</u> | 学校の給食に関する業務に従事する職員で立川市立学校設置条例別表に定める立川市立小学校に勤務する職員 | 午前8時15分から午後4時45分まで | 1 学校で給食を行う日<br>午後零時45分から午後1時30分まで<br>2 その他の日<br>午後零時15分から午後1時まで | 日曜日及び土曜日 |
| 学校の給  | 午前8時15分か           | 午後零時  | 日曜日及び土曜日   | 学校の給  | 午前8時15分か           | 午後零時  | 日曜日及び土曜日 |

|                  |   |  |                          |   |                  |   |  |                           |                                      |
|------------------|---|--|--------------------------|---|------------------|---|--|---------------------------|--------------------------------------|
|                  | 食に関する業務に従事する職員で立川市学校給食施設設置条例（昭和43年立川市条例第30号）第2条に規定する立川市学校給食共同調理場に勤務する職員 | ら午後5時まで  | から午後1時まで                 | <u>（再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの1日）</u>                          |                  | 食に関する業務に従事する職員で立川市学校給食施設設置条例（昭和43年立川市条例第30号）第2条に規定する立川市学校給食共同調理場に勤務する職員 | ら午後5時まで  | から午後1時まで                  |                                      |
| 条例第3条第2項及び第3項の規定 | 立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）第2条に規定する本館                                      | 交代制<br>1 午前8時30分から午後5時15分まで<br>2 午前11時30分から午後8時15分まで | 1時間とし、 <u>所属長</u> が定めた時間 | 8週間を通じて16日とし、 <u>所属長</u> が職員ごとに定める。 <u>（再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、8日）</u> | 条例第3条第2項及び第3項の規定 | 立川市図書館条例（昭和53年立川市条例第29号）第2条に規定する本館                                      | 交代制<br>1 午前8時30分から午後5時15分まで<br>2 午前11時30分から午後8時15分まで | 1時間とし、 <u>教育部長</u> が定めた時間 | 8週間を通じて16日とし、 <u>教育部長</u> が職員ごとに定める。 |

|           |   |  |                     |   |           |   |  |                     |   |
|-----------|---|--|---------------------|---|-----------|---|--|---------------------|---|
| の適用を受ける職員 | に勤務する職員   |  |                     |   | の適用を受ける職員 | に勤務する職員   |  |                     |   |
|           | 立川市歴史民俗資料館条例（昭和60年立川市条例第30号）第1条に規定する立川市歴史民俗資料館に勤務する職員 | 午前8時30分から午後5時15分まで   | 午後零時から午後1時まで        | 日曜日並びに <u>所属長</u> が定めた4週間につき3の土曜日及び月曜日から金曜日までの1日（ <u>再任用短時間勤務職員</u> にあっては、 <u>これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの4日</u> ） |           | 立川市歴史民俗資料館条例（昭和60年立川市条例第30号）第1条に規定する立川市歴史民俗資料館に勤務する職員 | 午前8時30分から午後5時15分まで   | 午後零時から午後1時まで        | 日曜日並びに <u>教育部長</u> が定めた4週間につき3の土曜日及び月曜日から金曜日までの1日 |
|           | 立川市地域学習館条例（平成19年立川市条例第21号）第1条に規定する地域学習館の事務及び用務        | 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後零時15分までの勤務と午前8時30分から午後零時30分までの勤務を交互に行う。 | 土曜日を除き、午後零時から午後1時まで | 日曜日並びに <u>所属長</u> が定めた4週間につき2の土曜日及び月曜日から金曜日までの1日（ <u>再任用短時間勤務職員</u> にあっては、 <u>これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの4日</u> ） |           | 立川市地域学習館条例（平成19年立川市条例第21号）第1条に規定する地域学習館の事務及び用務        | 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日は、午前8時30分から午後零時15分までの勤務と午前8時30分から午後零時30分までの勤務を交互に行う。 | 土曜日を除き、午後零時から午後1時まで | 日曜日並びに <u>教育部長</u> が定めた4週間につき2の土曜日及び月曜日から金曜日までの1日 |

|  |                         |                    |              |   |  |                         |                    |              |  |
|--|-------------------------|--------------------|--------------|---|--|-------------------------|--------------------|--------------|--|
|  | に従事する職員                 |                    |              |   |  | に従事する職員                 |                    |              |  |
|  | 教育委員会事務局教育部教育支援課に勤務する職員 | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | 日曜日並びに <u>所属長</u> が定めた12週間につき8の土曜日及び月曜日から金曜日までの4日<br>(再任用短時間勤務職員にあっては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの12日) |  | 教育委員会事務局教育部教育支援課に勤務する職員 | 午前8時30分から午後5時15分まで | 午後零時から午後1時まで | 日曜日並びに <u>教育部長</u> が定めた12週間につき8の土曜日及び月曜日から金曜日までの4日 |
|  | ……略……                   | ……略……              | …略…          | ……略……   |  | ……略……                   | ……略……              | …略…          | ……略……  |

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。